

南幌町保育士等就労支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の民間の保育所等に新たに採用された者に対し、保育士等就労支援金（以下「就労支援金」という。）を交付することにより、保育所等の保育定員を確保し、待機児童・潜在的待機児童の解消及び円滑な保育運営のため、保育士の人員を確保するとともに、保育士の処遇改善及び継続的な就労の促進を図り、もって本町の子育て環境の充実に資することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 保育士等 次に掲げる職種に応じた資格を有する者であつて、保育に従事する者をいう。

ア 保育士（看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者であつて、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）附則第8項の規定により保育士とみなされる者を含む。）

イ 保育教諭

(就労支援金の種類等)

第3条 この要綱による就労支援金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。

(就労支援金の交付対象者)

第4条 この要綱による就労支援金の交付の対象となる者（第8条において「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、保育所等の長の職にある者を除く。

(1) 町内の保育所等（第3号アにおいて同じ。）において、保育士等として採用され、保育に従事している者

(2) 前号の採用に係る契約において、保育士等の労働時間及び労働日数がおおむね1日につき6時間以上であり、かつ、1月につき20日以上である者

(3) 就労支援金の種類に応じ、それぞれ次に定める者

ア 保育士新規就労祝金及び保育士手当 町内の保育所等に新たに就労し、3年以上保育士等として継続して勤務する見込みのある者（過去1年以内に町内の他の保育所等に勤務した経験がある者を除く。）

イ 保育士勤続祝金 次条の規定による申請を行う日において、現に保育士等として勤務し、3年を経過した者（4年目）であつて、同年度以降も保育士等として継続して勤務する見込みのある者

(就労支援金の申請)

第5条 この要綱による就労支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者を雇用する事業者（以下「事業者」という。）を経由し、南幌町保育士等就労支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付の上、町長に申請しなけ

ればならない。

(1) 就労状況等を証明する書類。ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）第1条第21号の処遇改善加算Iに係る認定申請において、同様の書類を提出している場合は、これを省略することができる。

(2) 申請者の口座名義及び口座番号を確認できる書類

2 事業者は前項の申請書に南幌町保育士等就労支援金交付申請書名簿兼雇用証明書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

（就労支援金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、就労支援金の交付の可否を決定し、その結果を南幌町保育士等就労支援金交付決定通知書（様式第3号）により、事業者を経由し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、この要綱による就労支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した就労支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により就労し支援金の交付を受けたとき。

(2) 前条において交付の決定を受けた申請の内容に変更が生じたとき。

(3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

2 町長は前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付の決定を取り消された者に対し、南幌町保育士等就労支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により通知するものとする。

（就労支援金の交付等）

第8条 この要綱による保育士就労祝金の交付は、交付対象者1人につき1回に限るものとする。

2 町長は、第6条の規定により決定した当該年度の交付金額を一括して支払うことができる。

3 就労支援金の交付、決定に関しては、南幌町補助金等交付規則（昭和51年南幌町規則第4の1号）の規定するところによる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		補助金の額
保育士手当 （3年間支給）	南幌町に住所がある者	月額20,000円
	南幌町以外に住所がある者	月額10,000円
保育士新規就労祝金		50,000円

保育士勤続祝金	100,000円
---------	----------